

議第70号

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員特殊勤務手当支給条例（平成10年呉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 1～4 略</p>	<p>付 則 1～4 略 5 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。</u> 6 <u>前項に規定する手当の額は、同項に規定する作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。</u> 7 <u>付則第5項の規定により防疫等作業手当を支給する場合には、第1条中「職員（消防吏員を除く。）」とあるのは、「職員」とする。</u></p>

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の呉市職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の特殊勤務手当支給条例」という。）の規定は、令和2年2月16日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

2 令和2年2月16日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による

改正前の呉市職員特殊勤務手当支給条例第6条の規定により支給された防疫等作業手当のうち、改正後の特殊勤務手当支給条例付則第5項の作業に係るものは、同項の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例を定めるため、この条例案を提出する。